

小国林業の発展構造

九州大学農学部 遠藤日雄

1. はじめに

現在のいわゆる先進林業地帯は、吉野地方などの一部を除けば、その大部分は明治以降に形成されたものである。このことは林業地帯の形成過程が日本資本主義の発達と不可分の関係にあったことを物語るものであるが、その発展構造は地域によって異なった発現形態をとることは言うまでもない。

ところで、「明治年間に勃興する新形成の林業地帯は、中期まで一般にきわめて停滞的な後進山村地帯であったのが、急速に商品経済に巻き込まれ開発され……したがってその過程は、木材需要に基づく天然林の伐採、村持（部落有）共有地の分割、植栽の進行、そのための先進地造林法の採用、その反動および経済変動による林地所有の移動等々」（林業発達史調査会、『日本林業発達史』上巻、570頁）といったプロセスをとるが、小国林業の発展過程にもこの図式はほぼ当てはまる。

しかし本質的な問題は、上記のように外部からの商品経済に接触した場合、その状況に対応して林業生産を展開させる《主体》がどのような性格をもっていたかによって、林業の発展構造にも差異が生じてくると考えられる。

本稿は以上の問題意識に沿って、近世下の小国林業の展開過程を辿り、本格的な林業の発展を明治期まで待たねばならなかった要因の一端を探ることである。なお本文で用いた小国郷とは、現在の熊本県阿蘇郡小国町及び南小国町をさしている。

2. 小国林業の成立

1) 熊本藩における近世的体制の形成と林野制度の特質

肥後領における中世から近世への移行は苦渋に満ちたものであった。周知のように荘園制下における名主一作人、下人関係を名主の「作あい」否定を楨杵としつつ、名主の隷属下にある直接生産者を小農として自立せしめ、年貢負担者として直接把握せんとしたのが太閤検地の基調であった。この基調を基本的に継承した幕藩体制機構は、17世紀中葉の小

農の一般的成立をもって確立をみるに至ったが、この過程は同時に、中世的な地方土豪層の支配権の喪失過程でもあった。そのため検地に反対して一揆を起すことも少なくなかった。肥後54万石の領主として入国した細川忠利は、既に天正年間（1573～1592）の佐々成政の検地によって活力を消失しながらも各地に残存していた室町以来の中小土豪層を惣庄屋に任じるなどの懐柔策を用いて領内を平定した。小国郷の北里氏などはその代表的なものである。

さて熊本藩の機構そのものを論ずることは本稿の主題ではないので、林制機構に関連する点について簡単に述べてみよう。それは熊本藩特有の手永制度についてである。手永が肥後国におかれたのは寛永10（1633）年であり、他藩の「組」に該当するものであるが、「組」よりも規模が大きく普通一郡に数ヶ所設置している。その包含する村数は大体2、30ヶ村を単位としている。手永の長が先述の惣庄屋で手永の役所を会所といい、後述の御山支配役、山之口などもここに配置されていた。各村々には庄屋、肝煎、頭百姓などがいたことは他藩と同様であるが、ともかくもこのような手永制度による行政は、村落内部の農民組織を利用しつつ、巧妙な支配を機構的に貫徹させていたのであり、熊本藩の林政の性格を規定していたといわざるをえない。さて次に、藩政下の林野制度について『徳川時代に於ける林野制度の概要』の記述をみると、①管理収益の主体が藩にあるもの；②御留山③御山④御数、⑤管理収益の主体が個人にあるもの；⑥御赦免建山⑦受（請）⑧地筒または地鉄鉋（但し小国郷においては⑦に該当するものは見当たらない）、⑨管理収益の主体が村にあるもの；⑩野山、に分類される。またこれと関連されて林野管理の職制（宝暦年間の藩政改革以降）についてみると、一切の山林事務を統轄する御郡方奉行のもとに、前記の御山支配役が設置され、これが1～2手永を管轄した。さらにその下に各手永担当の現場の職制（横目役、山見締役、山之口など）が配置されていた。このような林野管理機構のもとで熊本藩の林政は展開していたのである。

2) 近世下の小国林業の変遷

小国郷の林業の歴史的展開の揺籃期を何時頃に求めるかは詳らかにしえないが、文献として登場してくるのは、宝暦4(1754)年、小国郷にはじめて御山支配役が設置されたときである。この時期以降、歴代支配役による造林、保育は寛政、文化、文政と続き、天保10(1839)年には郷内各地に杉3万5千本、桧4千5百本宛、年々造林され、総本数9万7千余本に及んだといわれる。そしてこれらの造林は、「村民をして冬より春にかけて農事の隙を利用し、竈別(軒別)に杉式百本宛を一日に差付(挿付)させた」(前掲『大要』)とあるように、農民の労働地代(賦役)を駆使して推進されたのである。これらはもちろん藩有林たる御留山、御山への造林であるが、農民による立木利用は禁止されていた。一方、士分の願い出によって造林を許可された御赦免建山は士分のため租税もなく、立木の伐採も自由で売買譲渡も認められていた。これに対し、農民の願い出によって造林が許された受(請)藪は「自分仕立之山歡迎も……入用之竹木は、村役人に申達剪買願上、御山口之受差図剪取可申候」(宝暦8年『御百姓慎方之儀申渡印形取帳』)とあるように、無断で竹木を伐採することを禁止されていた。『小国郷史』によれば、「藩有林の御山の面積、一畝數二百四十四町二反三畝十五歩」、「御藪の面積、一畝八十五町三反三畝廿七歩」とあるから、郷内の林野の大部分は原生林の様相を呈し、採取林業の域を出るものではなかったといえよう。わずかに伐採される竹木ですら、止木と称して藩外へ移出することが禁むられており、この制度が廃止され、崩木といつて松、樅、槻が自由に他藩に移出(旅割)されたのは安政年間に至ってからである。

3. 近世小国郷の社会・経済状況

さて先述の職制の中心は総庄屋以下御山之口にいたるまで。中世的土豪に系譜をひく郷士=豪農層と中小地主であった。村落共同体(ここでは手永制度)を不可欠の媒介として、封建領主権力の末端における藩屏としての性格をもつ郷士=豪農層が小国林業発展の性格を大きく規定したといえる。その「支配」の内実については資料の制約から明確にしえないが、先述の御赦免建山の存在が示唆を与えてくれる。御赦免建山の性格については先に簡単にふれたが、一種の私有地とみなすことができる。『小国郷史』によれば、「惣庄屋北里伝兵衛殿、松山二反北里村松山一反五畝全村、松山一畝三步北里村」とか、「御山支配役北里安兵衛殿、松山三反五畝北里村」などいくつかの例がみられる。そしてこれらの造林が主として農民の賦役労働に

依拠したものであることは言うまでもない。

以上のような御山支配役や惣庄屋は50石程度、各村の庄屋は40~60石の郷士で占められていた。熊本藩の郷士の性格はいくつかに分類しうるが、一般に「生産力も低く、兵農分離も未成熟で……農民的要素が比較的濃厚」(森田誠一、「近世の郷士制、特に金納郷士の性格」;『法文論叢』第20号)であった。ところでこのような郷士=豪農層はどのような農村状況に対応した存在形態であったのだろうか。次の2, 3の事例は『小国郷史』に記載されているものである。すなわち、「北里手永赤馬場村内屋和村、右の村方以前は至極の零落所にて、奉行或は日雇隷等致し、漸く居屋敷高のみ請持居候……」(文政10年)とか、「土田零落為取敷、一領一匹河津岡右エ門、河津嘉左エ門より寸志差出候」(天保2年、資料はいずれも『小国郷史』による)等々。農民側の年貢負担義務の軽減を意識した側面が、これらの類の資料にはたえずつきまとうことを考えると全面的に信ずる訳にはいかないけれども、町方の商人などに田畑を質に入れ小作や水呑に転落した事例(『小国郷史』)をみると、かなり疲弊した村落であることをうかがい知る。

4. むすび

以上熊本藩の林野管理機構と関連させつつ、小国郷の林業の展開を概観した。その特徴点を要約的に述べれば、中世的土豪に系譜をひく郷士=豪農層を媒介としつつ、領主が農民の労働地代に依拠して造林を奨励したが、このことは熊本藩の藩制機構、とくに手永制度の特質と深くかかわっていた。このようななかで、小国郷の林野管理体制は官林と民間利用の2系列の管理体系をとりつつも、前者への領主による造林と、後者への郷士=豪農層の造林(御赦免建山)が雁行し、農民による育林経営は進展しなかったのである。

小国郷の郷士=豪農層の性格については、資料不足によって断言しえないが、一方では農民的色彩をかなり帯び、他方では領主権力の藩屏としての性格をもった存在であった。その限りにおいて、御赦免建山への造林とその私有地化を実現しえたが、小国郷の村々が商品生産の本格的展開など望むべくもない状況にあったことを考えると、商品経済のメカニズムに沿った林野の集積への積極的展開の方向をもちえなかったと考えられる。明治期に至り、本格的な商品経済に巻き込まれるまで森林資源造成段階で停滞していた理由の一端もここにあるように思えるが、さらに深い実証は他日を期したい。